

# 森林教育出前授業募集要領

制定 令和3年3月17日

みえ森第32号

(はじめに)

森林教育の実施を希望しているものの、そのプログラム作成や指導者の確保、実施に係る経費について手当てできないなどの理由により導入できない学校等に対し、「森のせんせい」を派遣する「出前授業」を実施する。

この要領は、出前授業を実施するにあたり、学校等からの要望に基づき実施校を選定する手順を定める。

(出前授業の内容)

## 第1 対象授業

対象授業は、校内及び校外で行う森林教育にかかる授業とする。

### (1) 校内での授業

- ・ 森のはたらきなどについての座学
- ・ 三重県産材を使ったクラフト体験や木工工作
- ・ 校庭の樹木の名札付け、樹木観察
- ・ 学校林での林業作業体験

など

### (2) 校外での授業

- ・ 県民の森や森林公園での森林体験
- ・ 宿泊を伴う体験活動における森林学習に関すること
- ・ 遠足における森林体験に関すること
- ・ 製材所等への社会見学

など

## 第2 対象校

対象校は、次の公立及び私立の学校等とする。

- ・ 幼稚園、保育園、認定こども園
- ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校
- ・ 児童館、放課後児童クラブ

## 第3 実施時期

原則として実施対象年度の2月末までに終了するもの。

## 第4 授業時間

4時限（移動、準備時間を除く。）を限度とする。ただし、行程等授業内容によりみえ森づくりサポートセンター（以下「サポートセンター」という）長が必要と認める場合はこの限りではない。

## 第5 対象人数等

原則2クラスの員数を限度とする。ただし、サポートセンター長が必要と認める場合はこの限りではない。

## 第6 対象経費

対象経費は次のとおりとする。

### (1) サポートセンターが負担する経費

- ①森のせんせい（補助員含む。）に係る謝金及び旅費
- ②教材費
- ③資材費
- ④会場借り上げ費
- ⑤バス借り上げ代（サポートセンター長が必要と認めるものに限る。）
- ⑥入場料、運賃
- ⑦その他サポートセンター長が必要と認めるもの

### (2) 学校が負担する経費

- ①宿泊費及び旅費（児童・生徒・教員・保護者に係るもの）
- ②バス借り上げ代
- ③高額な資材
- ④少額な消耗品（例：紙類、接着剤、袋等）

（申請の手順）

## 第7 募集

サポートセンターは、毎年度、実施前年度に各種案内、ホームページ等を通して公募を開始する。

## 第8 申請

出前授業の実施を希望する学校等は、出前授業申請書（様式1）をサポートセンターが規定する期日までに提出するものとする。

（採択）

## 第9 実施校の選定

採択は、第8の規定により申請のあったものから、次の基準を勘案の上、選考委員会が審査し決定する。

### (1) 審査基準

- ①取組のねらいが森林教育に適合していること
- ②安全が確保できない課程が含まれないこと
- ③みえ森と緑の県民税の市町交付金事業で同種の事業の計画が無いこと
- ④これまでに前出前授業で実施された実績がないこと

### (2) 選考委員

- ①三重県農林水産部職員
- ②三重県緑化推進協会専務理事

③サポートセンター長

第10 採択の結果通知

採択の可否は、申請のあった者に通知するとともに関係機関に周知する。

(追加募集)

第11 追加募集

年度ごとの募集上限に達しないとき、又は募集枠を拡大するときは第7に準じて募集する。

(出前授業実施の流れ)

第12 事前準備

事前準備は次の手順で行うものとする。

- ① 採択のあった学校等(以下「実施校」という。)とサポートセンターは、採択日から1月以内に事前打ち合わせを実施する。
- ② ①の打ち合わせにより、派遣する「森のせんせい」を決定する。
- ③ サポートセンターは、「森のせんせい」と共同でプログラム案を作成し、実施校と協議し決定する。
- ④ 実施校内及び関係施設の会場設営は、実施校が行う。
- ⑤ 校外で実施する場合の会場の準備は、サポートセンターが行う。

第13 出前授業の実施

出前授業の実施は次の手順で行うものとする。

- ① 出前授業の実施は、実施校の協力を得て森のせんせいとサポートセンターが行う。
- ② 事前の安全確認及び当日の安全管理は実施校とサポートセンターが協力して行う。

第14 その他

- (1) 実施校は、アンケートや森林教育活動事例集の原稿の提出について協力すること。
- (2) 実施校は、出前授業を実施した結果を関係機関に積極的に周知すること。
- (3) 実施校は、周辺校へ森林教育の取組の拡大を呼びかけること。
- (4) 事業実施により得られた写真・映像は、広報等に活用することがある。
- (5) 事業により作成された作品は、作成した子ども又は学校等に帰属する。

付則 この要領は、令和3年度事業から適用する。